

国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 1 0 条）
第 2 章	基本給及び年俸
第 1 節	基本給（第 1 1 条－第 1 8 条）
第 2 節	年俸（第 1 9 条－第 3 0 条）
第 3 章	手当
第 1 節	扶養手当（第 3 1 条－第 3 6 条）
第 2 節	住居手当（第 3 7 条－第 4 3 条）
第 3 節	通勤手当（第 4 4 条－第 5 1 条）
第 4 節	単身赴任手当（第 5 2 条－第 5 8 条）
第 5 節	地域手当（第 5 9 条）
第 6 節	役職手当（第 6 0 条）
第 7 節	特殊勤務手当（第 6 1 条－第 6 8 条）
第 8 節	附加職務手当（第 6 9 条）
第 9 節	超過勤務手当等（第 7 0 条－第 7 2 条）
第 1 0 節	宿日直等手当（第 7 3 条－第 7 5 条）
第 1 1 節	役職職員特別勤務手当（第 7 6 条）
第 1 2 節	業績手当（第 7 7 条－第 8 2 条）
第 1 3 節	医師手当（第 8 3 条－第 8 5 条）
第 1 4 節	研究員調整手当（第 8 6 条）
第 1 5 節	専門看護等手当（第 8 7 条）
第 4 章	給与の特例等（第 8 8 条－第 1 0 2 条）
第 5 章	規程の実施（第 1 0 3 条）
附 則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター職員就業規則（平成 22 年規程第 8 号。以下「就業規則」という。）第 7 1 条の規定に基づき国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第 1 条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第 3 3 条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、専門薬剤師手当及び医療専門資格手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の1/2分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が退職（国立研究開発法人国立がん研究センター職員人事規程（平成22年規程第24号。以下「職員人事規程」という。）第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額について、その期間の現日数から就業規則第40条の休日（同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本状において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）
 - 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
 - 三 16日が祝日に当たるとき 17日
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、専門薬剤師手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
 - 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
 - 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日

に当たるときは前日とする。

- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当、専門薬剤師手当及び医療専門資格手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

（基本給表）

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 専門技術職基本給表（別表第7-2）
- 九 看護補助職基本給表（別表第7-3）

- 2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長等基本年俸表、副所長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士、臨床研究コーディネーター及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
		助産師、看護師、准看護師、臨床研究コーディネーター及び理

	医療職基本給表（三）	事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	事務職基本給表	他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	技能職基本給表	技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
	教育職基本給表	国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	研究職基本給表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長等基本年俸表、副所長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	福祉職基本給表	児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
	療養介助職基本給表	療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
	専門技術職基本給表	診療情報管理士、医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。
	看護補助職員基本給表	病棟クレーク及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるところとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額の
ものであるとき
降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

（降号）

- 第14条の2 理事長は、職員の業績評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。
- 2 前項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）とする。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	AA	7号俸	
勤務成績が特に良好	A	6号俸	
勤務成績が良好	B	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層・中間層・初任層	
勤務成績が極めて良好	AA	4号俸	
勤務成績が特に良好	A	3号俸	
勤務成績が良好	B	2号俸	
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

- 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給

しない。

- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(再任用職員の基本給月額)

第17条 再任用職員(就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長等基本年俸表(別表第13)
- 二 副所長等基本年俸表(別表第14)
- 三 任期付職員基本年俸表(別表第15)
- 四 院長等基本年俸表(別表第16)

- 2 前項の基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)は、基本給表適用職員以外のすべての職員(以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長等基本年俸表	医療業務に従事するセンター長、副院長、部長、科長、副科長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長等基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事するセンター長、副所長、部長、分野長、施設長、室長、ユニット長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員

に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下「任期付職員基本年俸表適用職員」という。）及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下「院長等基本年俸表適用職員」という。）を除く。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
- 3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、4月1日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 5 医療職基本給表（一）又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員を除く。）に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき
降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき
降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期

間」という。)における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「基本年俸表昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	7号俸
勤務成績が特に良好	A	6号俸
勤務成績が良好	B	3号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

二 55歳(副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	4号俸
勤務成績が特に良好	A	3号俸
勤務成績が良好	B	2号俸
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日(以下この条において「昇給日」という。)とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額が基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(月例年俸)

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、当該職員の前年度の業績年俸の額に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。

2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。

8 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員(就業規則第70条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ)及び交流派遣職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額)とする。

- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を

されることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下事務職8級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第32条 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表

以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）については3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第33条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等については、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至ったものがある場合を除く。）

- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（確認及び決定）

第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

- 3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これ

らの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(事後の確認)

第36条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。)

二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(理事長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

- 第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

- 第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

- 第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
 - 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（支給の始期及び終期）

- 第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給額)

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特

別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは地域医療機能推進機構その他理事長が定めるものを使用される者(以下「給与法適用職員等」という。)であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(理事長が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

(届出)

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求め等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至つ

た場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程（平成22年規程第12号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額)とする。

- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。
- 3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
 - 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
 - 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
 - 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
 - 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
 - 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
 - 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
 - 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
 - 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
 - 十 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること

となった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 一 就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合
- ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情
- 四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。
- ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。
- ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

- 2 医療研究連携加算は、医療研究上の一体性を考慮して、別表第19の2に定める医療研究連携加算表の支給事業場に在勤する職員(第6項の適用を受ける職員を除く。)に支給する。
- 3 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(前項に規定する医療研究連携加算を支給する場合は、当該各号に掲げる割合に医療研究連携加算の支給割合を加えた割合とする。以下この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。
 - 一 1級地 100分の20
 - 二 2級地 100分の16
 - 三 3級地 100分の15
 - 四 4級地 100分の12
 - 五 5級地 100分の10
 - 六 6級地 100分の6
 - 七 7級地 100分の3
- 4 地域手当の支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。
- 5 医療研究連携加算の支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19の2に定める医療研究連携加算表の支給区分及び支給割合とする。
- 6 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表(一)、副院長等基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第3項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 7 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合(これらの

職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合(第5項に規定する医療研究連携加算の支給割合を含む。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合(支給割合は、別表第19に定める1級地の支給割合を超えない範囲とし、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前各項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

8 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等又は基本年俸表の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間(常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。)を基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49(地域手当)第2条に規定する地域において勤務していた者(適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにおいて、当該期間に支給事業場において勤務していた者)であること。

9 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 役職手当

(役職手当)

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表(以下「役職手当適用区分表」という。)に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 防疫等作業手当
- 五 救急医療体制等確保手当
- 六 特殊業務手当
- 七 緊急援助手当

(放射線取扱手当)

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務（同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円

助産師、看護師 又は准看護師	10,000円	5,500円	4,500円	2,200円
その他の職員	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3,000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（防疫等作業手当）

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（救急医療体制等確保手当）

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項、第6項、第8項、第9項又は第10項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医

師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
 - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。
- 8 医師又は歯科医師ががん相談対話外来業務（セカンドオピニオン業務を含む）又は病理相談外来業務に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、5,000円を支給する。
- 9 医師又は歯科医師が、理事長の定める、観血的処置を実施した場合には、理事長の定める額を支給する。
- 10 医師又は歯科医師（宿日直勤務を命ぜられた者又は救急呼出に備えて自宅等において待機を行った者のうち、本条第5項による手当の支給を受けていないものに限る。）が、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）に従事した場合には、理事長が定める額を支給する。ただし、当該患者が引き続き入院した場合には、入院後に当該患者を診療した医師又は歯科医師（理事長の定める者に限る。）に対して、理事長が定める額を支給する。

（特殊業務手当）

第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しな

かった場合には特殊業務手当は支給しない。

4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(緊急援助手当)

第68条 緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

4 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体等の要請に基づき国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動に準ずる業務に従事したときには、第2項及び第3項の規定に準じて緊急援助手当を支給することができる。

第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場

合は、100分の160

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。
- 4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

（休日給）

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第10節 宿日直等手当

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 10,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員10,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。）2,000円
- 2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。
- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第11節 役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
 - 一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - ロ 前条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
 - 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
 - 三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額
 - イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）

役職手当 の種別	一種	12,000円(18,000円)
	二種	10,000円(15,000円)
	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
7号俸以上	12,000円(18,000円)
5号俸・6号俸	10,000円(15,000円)
3号俸・4号俸	8,500円(12,750円)
2号俸以下	7,000円(10,500円)

ニ 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
	18,000円(27,000円)

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第81条まで及び第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 看護補助職基本給表適用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の100」とする。
- 7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定

により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員交流派遣職員及び看

護補助職基本給表適用職員を除く。) に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。
 - 一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員(第3号に掲げる者を除く。) 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額
 - 二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員(第4号に掲げる者を除く。) 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85を乗じて得た額の総額
 - 三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の50を乗じて得た額の総額
 - 四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の40を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

- 第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日(以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規

定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員

- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第13節 医師手当

（医師手当）

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職務
 - 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
 - イ 研究職基本給表又は副所長等基本年俸表の適用を受ける職務
 - ロ イ以外の職務
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。
 - 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
 - 二 四種 前項第2号イに該当する職
 - 三 五種 前項第2号ロに該当する職
 - 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
 - 4 前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
 - 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

(加算部分)

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第14節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長等基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

- 2 研究員調整手当の月額額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第15節 専門看護等手当

(専門看護手当、専門薬剤師手当及び医療専門資格手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
- 3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するかを確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 専門薬剤師手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。
- 一 理事長が指定する専門薬剤師又は指導薬剤師（以下「専門・指導薬剤師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・指導薬剤師として認定されている分野の業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる主任薬剤師又は薬剤師である者
- 6 前項の手当の額は、5,000円とする。

- 7 専門薬剤師手当は、職員となったときに第5項に該当するか確認し、第5項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 8 専門薬剤師手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 9 医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。
 - 一 以下のいずれかの資格を有する者であること
 - イ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師
 - ロ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師
 - 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
 - イ 前号イの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
 - ロ 前号ロの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者
- 10 前項の手当の額は、3,000円とする。
- 11 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第9項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 12 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

（再任用職員、看護補助職基本給表適用職員の給与）

- 第88条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再任用職員には適用しない。
- 2 第31条から第36条まで、第52条から第69条まで、第73条から第76条まで、第83条から第87条までの規定は、看護補助職基本給表適用職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員の給与）

- 第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、
 - 6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

- 第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。
- 2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

- 第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立がん研究センター職員兼業規程（平成22年規程第61号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
- 一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
- ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。
- 二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以

内

- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 8 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

- 第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
 - 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない

（育児休業者の給与）

- 第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
 - 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
 - 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短

- 時間勤務職員」という。)の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)の額は、第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額(その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額)とする。
 - 7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

(育児時間の期間における給与の取扱い)

- 第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(復職時調整)

- 第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条若しくは第70条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、

若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間 派遣職員の派遣の期間	3分の3以下
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤によ災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
 - 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
 - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があ

ると認められるときは、理事長は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取扱い)

- 第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(介護時間の期間における給与の取扱い)

- 第98条の2 就業規則第69条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取扱い)

- 第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

- 第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

- 第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

- 第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

- 第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しない

- ときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。
 - 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの
 - 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
 - 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立がん研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第13号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。
 - 一 生理日の就業が著しく困難な場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - 三 国立研究開発法人国立がん研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第36号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
 - 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
 - 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
 - 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いてしているものとする。
 - 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(基本給表の切替及び経過措置等)

- 第2条 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額(平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号。(以下「平成17年改正法」という。))附則第11条第1項第1号に掲げる職員であった者(以下この項において「平成21年度減額改定対象職員」という。))にあつては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職基本給表(一)の適用を受ける職員を除く。))にあつては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第6条第1項の適用を受ける職員にあつては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を基本給として支給する。
 - 4 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(平成22年規程第15号)附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。
 - 5 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をこれらの項の規定による基本給の額とする。
 - 6 切替日の前日に医療職俸給表(一)を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表(一)適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
 - 7 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。)第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
 - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
 - 二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸
 - 8 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(基本年俸表の切替及び経過措置等)

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表(一)及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 4 切替日の前日に医療職俸給表(一)2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 6 切替日の前日に医療職俸給表(一)4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
 - 9 切替日の前日に医療職俸給表(一)3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
 - 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)を基本給月額とする。
 - 11 切替日の前日に医療職俸給表(一)を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
 - 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員(院長等基本年俸表適用職員を除く。)となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合

は、平成26年3月31日までの間、当該給与（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を支給する。

（その他の経過措置）

- 第4条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。
- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
 - 3 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
 - 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（職員の給与の額にかかる特例）

- 第5条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）
 - 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては基本給月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）

- 四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- 六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）
- 七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額（扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額
- 九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額
- イ 第92条第1項 前各号に定める額
- ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

- ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
医療職基本給表（三）	6級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	4級

基本年俸表	業績年俸額
副所長等基本年俸表	2欄

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.275（役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、業績反映部分減額基礎額に100分の75（役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第6条 育児短時間勤務職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

- 2 任期付短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

- 3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

附 則（平成22年規程第175号）

（施行期日）

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

附 則（平成22年規程第182号）

（施行期日）

この規程は、平成22年7月12日より施行する。

附 則（平成 22 年規程第 193 号）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年規程第 209 号）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年規程第 213 号）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年規程第 216 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

第 2 条 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の附則第 6 条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「同日後」とする。

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 第 3 条 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成 22 年 1 月 1 日に平成 17 年改正法附則第 13 条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員に対する第 1 項の規定の適用については、第 1 項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第 4 条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成 23 年規程第 8 号）

（施行期日）

この規程は、平成23年3月1日より施行する。

附 則（平成23年規程第10号）

（施行期日）

この規程は、平成23年3月17日より施行する。

附 則（平成23年規程第16号）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則（平成24年規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置）

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年規程第21号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第2条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第3条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第33号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

（専門技術職基本給表の切替）

- 第2条 平成24年7月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き専門技術職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。
- 3 前2項により基本給月額を定めた場合の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条の適用については、「（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成24年7月1日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項により基本給月額を定めた場合の職員給与規程附則第2条第3項の適用については、「前2項の適用を受ける職員で」を「前2項の適用を受ける職員（同一の基本給表の適用を受ける職員と同等と理事長が認める職員を含む。）で」と読み替えるものとする。
- 5 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）とする」とする。
- 6 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）とする」とする。

(その他必要な事項)

第3条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第42号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

(その他必要な事項)

第2条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成25年規程第18号)

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (平成26年規程第12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(その他必要な事項)

第2条 この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成26年規程第31号)

(施行期日)

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

附 則 (平成26年規程第48号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月18日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

- 一 別表第13 副院長等基本年俸表
- 二 別表第14 副所長等基本年俸表
- 三 別表第15 任期付職員基本年俸表
- 四 別表第16 院長等基本年俸表

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ(55歳(医療職基本給表(一)、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ)に決定された職員は、昇給しない。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年規程第23号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年規程第36号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に12を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

- 4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例）

第5条 職員給与規程附則第5条第1項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、附則第3条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。

- 2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第4条の適用にあたっては、「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）附則第3条各項の規定による基本給」又は「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）附則第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で理

		理事長が定める額
第53条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第59条第3項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第3項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第3項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第6項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第7項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）の規定による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

附 則（平成28年規程第14-2号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年規程第30号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第3号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

第2条 この規程の施行により、附則（平成22年規程第15号）第5条第9号ホについては削除とする。

附 則（平成29年規程第16-10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年3月23日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成29年3月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成28年4月1日から適用する。

（平成28年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成28年規程第14-2号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成28年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成28年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成28年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみないし、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成28年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程第18-12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職7級職員等」という。)にあっては、	前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について

	ては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	ては10,000円)、同項第3号から第6号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第33条第1項	扶養親族(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	(削除)
第33条第1項第2号	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場

		合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第35条第1項	（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日

	<p>第1号又は第3号 の改定</p>	<p>第1号 の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定</p>
<p>第35条第2項第2号</p>	<p>（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第35条第2項第3号</p>	<p>三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第</p>	<p>（削除）</p>

	1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用	(削除)
---------	---	------

	を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 7 級職員等」という。）にあっては、3, 5 0 0 円)、前条第 2 項第 2 号	前条第 2 項第 2 号
第 3 3 条第 1 項	扶養親族（事務職 8 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職 8 級以上職員等から事務職 8 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第 3 3 条第 1 項 第 1 号	（事務職 8 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第 3 3 条第 1 項 第 2 号	及び事務職 8 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	（削除）
第 3 5 条第 1 項	（事務職 8 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職 8 級以上職員等から事務職 8 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職	（削除）

	員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るも	(削除)

	のがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	
第 3 5 条第 2 項第 6 号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合	(削除)

第 4 条 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7 級	7 級以上
	事務職 7 級職員等	事務職 7 級以上職員等
第 3 3 条第 1 項	扶養親族（事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限	扶養親族

	る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	(削除)
第33条第1項第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	(削除)
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号

第35条第2項第2号	事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等	事務職7級以上職員等が事務職7級以上職員等
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等	事務職7級以上職員等以外のものが事務職7級以上職員等

附 則 (平成29年規程第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則別表（附則（平成22年規程第216号）第4条第1項第1号関係）

イ 副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
1	40,000	57,000	61,500
2	40,000	57,500	62,000
3	41,000	58,000	63,000
4	41,500	58,500	63,000
5	42,000	59,000	63,500
6	42,500	59,500	64,000
7	43,000	60,000	64,500
8	43,500	60,500	64,500
9	43,500	60,500	65,000
10	44,000	61,000	65,500
11	44,500	61,500	66,000
12	45,000	62,000	67,000
13	46,000	62,500	67,000
14	46,000	62,500	67,000
15	46,500	63,000	67,500
16	46,500	63,500	68,000
17	47,000	64,000	68,500
18	47,500	64,500	69,000
19	48,000	64,500	69,500
20	48,000	65,000	69,500
21	48,500	65,500	70,000
22	48,500	66,000	70,500
23	49,000	66,000	71,500
24	49,500	66,500	71,500
25	50,000	67,000	72,000
26	50,000	67,500	72,000
27	51,000	67,500	72,500
28	51,000	68,000	73,000
29	51,000	68,000	73,000
30	51,500	69,000	74,000
31	52,000	69,000	74,000
32	52,500	69,500	74,500
33	52,500	69,500	75,000
34	53,000	70,000	75,500
35	53,500	70,500	75,500
36	53,500	70,500	75,500
37	54,000	71,000	76,500
38	54,500	71,000	76,500
39	55,000	71,500	77,000
40	54,500	71,500	77,500
41	55,000	72,000	77,500
42	55,500	73,000	78,000
43	56,000	73,000	78,500
44	56,000	73,000	78,500
45	56,500	73,500	79,000
46	56,500	74,000	79,500
47	57,000	74,000	79,500
48	57,000	74,500	80,000
49	57,500	74,500	80,500
50	57,500	75,000	80,500
51	58,000	75,000	80,500
52	58,500	75,500	81,000
53	58,500	75,500	81,500
54	59,000	76,000	82,000
55	59,000	76,500	82,000
56	59,500	76,500	82,500

附則別表（附則（平成22年規程第216号）第4条第1項第1号関係）

イ 副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
57	59,500	77,000	82,500
58	60,000	77,500	83,000
59	60,000	77,500	83,500
60	60,500	77,500	83,500
61	60,500	78,000	84,000
62	61,000	78,500	84,500
63	61,000	78,500	84,500
64	61,500	79,000	84,500
65	61,500	79,500	85,000
66	62,000	79,500	85,500
67	62,000	79,500	85,500
68	62,500	80,000	85,500
69	62,000	80,000	86,000
70	62,500	80,000	86,500
71	62,500	80,500	86,500
72	63,000	80,500	86,500
73	63,000	80,500	86,500
74	63,000	81,000	87,000
75	63,500	81,000	87,000
76	63,500	81,000	87,000
77	63,500	81,500	87,500
78	63,500	81,500	87,500
79	64,000	81,500	87,500
80	64,000	81,500	88,000
81	64,000	81,500	87,500
82	64,000	82,000	88,000
83	64,500	82,000	88,000
84	64,500	82,000	88,000
85	64,500	82,000	88,500
86	65,000	82,500	88,000
87	65,000	82,500	88,500
88	64,500	82,500	88,500
89	65,000	82,500	88,500
90	65,000	82,000	88,500
91	65,000	82,500	89,000
92	65,500	82,500	89,000
93	65,500	82,500	88,500
94	65,500	82,500	89,000
95	66,000	83,000	89,000
96	66,000	83,000	89,000
97	65,500	83,000	89,000
98	66,000		
99	66,000		
100	66,000		
101	66,500		
102	66,000		
103	66,000		
104	66,500		
105	66,000		
106	66,500		
107	66,500		
108	66,500		
109	66,500		
110	67,000		
111	66,500		
112	66,500		

附則別表（附則（平成22年規程第216号）第4条第1項第1号関係）
イ 副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
113	67,000		

□ 副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
1	30,000	53,000	80,000
2	30,500	53,500	80,500
3	31,000	54,000	81,000
4	31,000	54,500	81,500
5	31,500	55,500	81,500
6	32,000	56,000	82,500
7	32,000	56,500	83,000
8	32,500	57,500	83,000
9	32,500	58,000	83,500
10	33,000	58,000	83,500
11	33,500	58,500	84,000
12	33,500	59,000	84,000
13	34,000	59,500	84,500
14	34,000	60,000	85,000
15	34,500	60,000	85,000
16	35,000	60,500	85,000
17	36,500	61,000	85,000
18	36,500	61,000	85,500
19	37,000	61,500	85,500
20	37,000	62,000	86,000
21	37,500	62,500	86,000
22	37,500	63,000	
23	38,000	63,000	
24	38,000	63,500	
25	38,500	64,000	
26	38,500	64,500	
27	39,000	64,500	
28	39,000	65,500	
29	39,500	65,500	
30	39,500	66,000	
31	40,000	66,000	
32	40,000	66,500	
33	40,500	67,000	
34	40,500	67,500	
35	40,500	67,500	
36	41,000	68,000	
37	41,000	68,000	
38	41,500	68,500	
39	41,500	69,000	
40	41,500	69,000	
41	42,500	69,500	
42	43,000	70,000	
43	43,500	70,500	
44	44,000	71,000	
45	44,000	70,500	
46	44,500	71,000	
47	44,500	71,000	
48	44,500	71,500	
49	44,500	72,000	
50	45,500	72,000	
51	45,500	72,000	
52	46,000	72,000	
53	45,500	72,500	
54	46,500	72,500	
55	46,500	73,000	
56	46,500	73,000	
57	47,000	73,500	

□ 副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
58	47,000	73,000	
59	47,000	73,500	
60	47,500	73,500	
61	47,500	74,000	
62	47,500	74,000	
63	47,500	74,000	
64	48,000	74,000	
65	48,000	74,500	
66	48,000	74,500	
67	48,500	74,500	
68	48,500	74,500	
69	49,000	75,000	
70	49,000	75,000	
71	49,000	75,000	
72	49,500	75,500	
73	49,000	75,500	
74	49,500		
75	49,500		
76	49,500		
77	49,500		
78	50,000		
79	50,000		
80	50,000		
81	50,000		
82	50,000		
83	50,500		
84	50,500		
85	51,000		
86	51,000		
87	51,000		
88	51,000		
89	51,000		
再任用職員	19,000	27,500	

八 任期付職員基本年俸表

号俸	
	円
1	33,000
2	37,000
3	43,000
4	48,500
5	64,500
6	83,500
7	89,500
8	95,500
9	104,000
10	112,000
11	122,000
12	130,500
13	137,500

二 院長等基本年俸表

号俸	
	円
1	80,900
2	86,850
3	92,950
4	101,350

ホ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
1	49,000
2	49,000
3	50,000
4	50,000
5	50,500
6	51,000
7	51,000
8	51,500
9	52,000
10	52,500
11	52,500
12	53,000
13	53,500
14	53,500
15	54,000
16	54,000
17	54,500
18	54,500
19	55,500
20	55,500
21	56,000
22	56,000
23	56,500
24	56,500
25	57,000
26	57,000
27	58,000
28	58,000
29	58,000
30	58,500
31	58,500
32	59,500
33	59,500
34	59,500
35	59,500
36	60,000
37	60,500
38	60,500
39	61,000
40	61,000
41	61,500
42	61,500
43	62,000
44	62,500
45	62,500
46	62,500
47	63,000
48	63,500
49	63,500
50	63,500
51	64,000
52	64,500
53	64,500
54	64,500
55	65,000
56	65,500
57	65,500

ホ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
58	66,000
59	66,000
60	66,500
61	66,500
62	66,500
63	67,000
64	67,000
65	67,500
66	67,500
67	68,000
68	67,500
69	68,000
70	68,000
71	68,500
72	68,500
73	68,500
74	69,000
75	69,000
76	69,000
77	69,500
78	69,500
79	69,500
80	69,500
81	69,500
82	69,500
83	69,500
84	69,500
85	70,000
86	70,000
87	70,000
88	70,000
89	70,500
90	70,000
91	70,500
92	70,500
93	70,500
94	70,500
95	70,500
96	70,500
97	71,000

へ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
1	45,000
2	45,500
3	45,500
4	46,000
5	47,500
6	48,000
7	48,000
8	49,000
9	49,500
10	49,500
11	50,000
12	50,000
13	50,500
14	50,500
15	51,500
16	51,500
17	52,000
18	52,500
19	52,500
20	53,000
21	53,000
22	53,500
23	53,500
24	54,000
25	54,000
26	55,000
27	55,000
28	56,000
29	56,000
30	56,000
31	56,500
32	56,500
33	57,000
34	57,000
35	57,500
36	58,000
37	58,000
38	58,500
39	58,500
40	59,000
41	59,500
42	60,000
43	60,000
44	60,500
45	60,500
46	60,500
47	61,000
48	61,000
49	61,500
50	61,500
51	61,000
52	62,000
53	62,000
54	62,000
55	62,000
56	62,000
57	62,500

へ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
58	62,500
59	62,500
60	62,500
61	62,500
62	63,000
63	63,000
64	63,000
65	63,500
66	63,500
67	64,000
68	64,000
69	64,000
70	64,000
71	64,000
72	64,500
73	64,000

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2 級		
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		7 級
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		6 級
	8 級		7 級
	9 級		8 級
	10 級		9 級
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		3 級
	5 級		4 級
教育職俸給表（一）	1 級	教育職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		2 級
	4 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	122
31	7	31	123
32	8	32	124
33	9	33	125
34	10	34	126
35	11	35	127
36	12	36	128
37	13	37	129
38	14	38	130
39	15	39	131
40	16	40	132
41	17	41	133
42	18	42	
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92

93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153
154	154
155	155
156	156
157	157
158	158
159	159
160	160
161	161
162	162
163	163
164	164
165	165
166	166
167	167
168	168
169	169

切替前の号俵	切替後の号俵
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92

93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125

切替前の号簿	切替後の号簿
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号簿	切替後の号簿
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号簿	切替後の号簿
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号簿	切替後の号簿
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

二 事務職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		58
59	26	59
60		60
61	27	61
62		62
63	28	63
64		64
65	29	65
66		66
67	30	67
68		68
69	31	69
70		70
71	32	71
72		72
73	33	73
74		74
75		75
76	34	76
77		77
78		78
79	35	79
80		80
81		81
82	36	82
83		83
84		84
85	37	85
86		86
87	38	87
88		88
89	39	89
90		90
91	40	91
92		92
93	41	93
	42	94
	43	95
	44	96
	45	97
	46	98
	47	99
	48	100
	49	101
	50	102
	51	103
	52	104

53	85
54	86
55	87
56	88
57	89
58	90
59	91
60	92
61	93
62	94
63	95
64	96
65	97
66	98
67	99
68	100
69	101
70	102
71	103
72	104
73	105
74	106
75	107
76	108
77	109
78	110
79	111
80	112
81	113
82	114
83	115
84	116
85	117
86	118
87	119
88	120
89	121
90	122
91	123
92	124
93	125
94	126
95	127
96	128
97	129
98	130
99	131
100	132
101	133
102	134
103	135
104	136
105	137
106	138
107	139
108	140
109	141
110	142
111	143
112	144
113	145
114	146
115	147
116	148
117	149
118	150
119	151
120	152
121	153
122	154
123	155
124	156
125	157

切替前の号俵		切替後の号俵
3級	2級	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	
101	101	
102	102	
103	103	
104	104	

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵		切替後の号俵
4級	3級	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

本 技能職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵	1級	2級	1級
1		1		
2		2		
3		3		
4		4		
5		5		
6		6		
7		7		
8		8		
9		9		
10		10		
11		11		
12		12		
13		13		
14		14		
15		15		
16		16		
17		17		
18		18		
19		19		
20		20		
21		21		
22		22		
23		23		
24		24		
25		25		
26		26		
27		27		
28		28		
29		29		
30		30		
31		31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		
40		40		
41	1	41		
42	2	42		
43	3	43		
44	4	44		
45	5	45		
46	6	46		
47	7	47		
48	8	48		
49	9	49		
50	10	50		
51	11	51		
52	12	52		
53	13	53		
54	14	54		
55	15	55		
56	16	56		
57	17	57		
58	18	58		
59	19	59		
60	20	60		
61	21	61		
62	22	62		
63	23	63		
64	24	64		
65	25	65		
66	26	66		
67	27	67		
68	28	68		
69	29	69		
70	30	70		
71	31	71		
72	32	72		
73	33	73		
74	34	74		
75	35	75		
76	36	76		
77	37	77		
78	38	78		
79	39	79		
80	40	80		
81	41	81		
82				
83	42	82		
84				
85	43	83		
86				
87	44	84		
88				
89	45	85		
90				
91	46	86		
92				
93	47	87		
94				
95	48	88		
96				
97	49	89		
98				
99	50	90		
100				
101	51	91		
102				
103	52	92		
104				

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
61	101	
62	102	
63	103	
64	104	
65	105	
66	106	
67	107	
68	108	
69	109	
70	110	
71	111	
72	112	
73	113	
74	114	
75	115	
76	116	
77	117	
78	118	
79	119	
80	120	
81	121	
82	122	
83	123	
84	124	
85	125	
86	126	
87	127	
88	128	
89	129	
90	130	
91	131	
92	132	
93	133	
94	134	
95	135	
96	136	
97	137	
98	138	
99	139	
100	140	
101	141	
102	142	
103	143	
104	144	
105	145	
106	146	
107	147	
108	148	
109	149	
110	150	
111	151	
112	152	
113	153	
114	154	
115	155	
116	156	
117	157	
118	158	
119	159	
120	160	
121	161	
122	162	
123	163	
124	164	
125	165	
126	166	
127	167	
128	168	
129	169	
130	170	
131	171	
132	172	
133	173	
134	174	
135	175	
136	176	
137	177	

切替前の号俵	切替後の号俵	3級	2級
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22	126	126
23	23	127	127
24	24	128	128
25	25	129	129
26	26	130	130
27	27	131	131
28	28	132	132
29	29	133	133
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

△ 教育職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俵	切替後の号俵
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2

ト 研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

チ 福祉職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵	切替後の号俵
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		
59	26	58
60		
61	27	59
62		
63	28	60
64		
65	29	61
66	30	62
67	31	63
68	32	64
69	33	65
70		
71	34	66
72		
73	35	67
74		
75	36	68
76		
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82		
83	42	74
84		
85	43	75
86		
87	44	76
88		
89	45	77
90		
91	46	78
92		
93	47	79
94		
95	48	80
96		
97	49	81
98		
99	50	82
100		
101	51	83
102		
103	52	84
104		
105	53	85
106		
107		
108	54	86
109		
110		

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長等 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長等 基本年俸表	1 級
	4 級		
	5 級		2 級
	6 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長等基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
医療職 俸給表(-) 3級	1級	医療職 俸給表(-) 4級	医療職 俸給表(-) 5級
1	17	1	25
2	18	2	26
3	19	3	27
4	20	4	28
5	21	5	29
6	22	6	30
7	23	7	31
8	24	8	32
9	25	9	33
10	26	10	34
11	27	11	35
12	28	12	36
13	29	13	37
14	30	14	38
15	31	15	39
16	32	16	40
17	33	17	41
18	34	18	42
19	35	19	43
20	36	20	44
21	37	21	45
22	38	22	46
23	39	23	47
24	40	24	48
25	41	25	49
26	42	26	50
27	43	27	51
28	44	28	52
29	45	29	53
30	46	30	54
31	47	31	55
32	48	32	56
33	49	33	57
34	50	34	58
35	51	35	59
36	52	36	60
37	53	37	61
38	54	38	62
39	55	39	63
40	56	40	64
41	57	41	65
42	58	42	66
43	59	43	67
44	60	44	68
45	61	45	1
46	62	46	2
47	63	47	3
48	64	48	4
49	65	49	5
50	66	50	6
51	67	51	7
52	68	52	8
53	69	53	9
54	70	54	10
55	71	55	11
56	72	56	12
57	73	57	13
58	74	58	14
59	75	59	15
60	76	60	16
61	77	61	17
62	78	62	18
63	79	63	19
64	80	64	20
65	81	65	21
66	82		
67	83		
68	84		
69	85		
70	86		
71	87		
72	88		
73	89		
74	90		
75	91		
76	92		
77	93		
78	94		
79	95		
80	96		
81	97		
82	98		
83	99		
84	100		
85	101		
86	102		
87	103		
88	104		
89	105		

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 副所長等基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17	1	17
18	2	18
19	3	19
20	4	20
21	5	21
22	6	22
23	7	23
24	8	24
25	9	25
26	10	26
27	11	27
28	12	28
29	13	29
30	14	30
31	15	31
32	16	32
33	17	33
34	18	34
35	19	35
36	20	36
37	21	37
38	22	38
39	23	39
40	24	40
41	25	41
42	26	42
43	27	43
44	28	44
45	29	45
46		
47	30	46
48		
49	31	47
50		
51	32	48
52		
53	33	49
54	34	50
55	35	51
56	36	52
57	37	53
58		
59	38	54
60		
61	39	55
62		
63	40	56
64		
65	41	57
66		
67		
68	42	58
69		
70		
71	43	59
72		
73		
74	44	60
75		
76		
77	45	61
78		
79	46	62
80		
81	47	63
82		
83	48	64
84		
85	49	65
86		
87	50	66
88		
89	51	67

52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 5級		2級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33		33
34		34
35		35
36		36
37		37
38		38
39		39
40		40
41		41
42		42
43		43
44		44
45		45
46		46
47		47
48		48
49		49
50		50
51		51
52		52
53		53
54		54
55		55
56		56
57		57
58		58
59		59
60		60
61		61
62		62
63		63
64		64
65		65
66		66
67		67
68		68
69		69
70		70
71		71
72		72
73		73

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 6級		3級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
	7	8
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められている者	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められている者	9
		10
		11
		12
		13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	64
5	9	85	
6	10	86	
7	11	87	65
8	12	88	
9	13	89	
10	14	90	66
11	15	91	
12	16	92	
13	17	93	67
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	
17	21	97	
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63	58		
64			
65	59		
66			
67	60		
68			
69	61		
70			
71	62		
72			
73	63		
74			
75	64		
76			
77	65		
78			
79	66		
80			

□ 副所長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 2級	1級		
1	1	81	33
2		82	
3		83	
4		84	34
5		85	
6		86	
7		87	35
8		88	
9		89	
10		90	36
11		91	
12		92	
13		93	37
14		94	
15		95	
16		96	38
17		97	
18		98	
19		99	39
20		100	
21		101	
22		102	40
23		103	
24		104	
25		105	41
26		106	
27		107	
28		108	42
29		109	
30		110	
31		111	43
32		112	
33		113	
34	2	114	44
35	3	115	
36	4	116	
37	5	117	45
38	6	118	
39	7	119	
40	8	120	46
41	9	121	
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17		
50			
51	18		
52			
53	19		
54			
55	20		
56			
57	21		
58			
59	22		
60			
61	23		
62			
63	24		
64			
65	25		
66			
67	26		
68			
69	27		
70			
71	28		
72			
73	29		
74			
75	30		
76			
77	31		
78			
79	32		
80			

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 4級	2級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	2		
23	3		
24	4		
25	5		
26	6		
27	7		
28	8		
29	9		
30	10		
31	11		
32	12		
33	13		
34	14		
35	15		
36	16		
37	17		
38			
39	18		
40			
41	19		
42			
43	20		
44			
45	21		
46			
47	22		
48			
49	23		
50			
51	24		
52			
53	25		
54			
55	26		
56			
57	27		
58			
59	28		
60			
61	29		
62			
63	30		
64			
65	31		
66			
67	32		
68			
69	33		
70			
71			
72			
73			

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 5級	3級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54		2	
55		3	
56		4	
57		5	
58		6	
59		7	
60		8	
61		9	
62			
63		10	
64			
65		11	
66			
67		12	
68			
69		13	
70			
71		14	
72			
73		15	

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	2 級	
	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業績年俸額 2 欄
	円	円
1	4,707,600	1,783,000
2	4,742,400	1,796,000
3	4,777,200	1,809,000
4	4,810,800	1,822,000
5	4,839,600	1,832,000
6	4,873,200	1,845,000
7	4,906,800	1,858,000
8	4,939,200	1,870,000
9	4,971,600	1,882,000
10	5,005,200	1,895,000
11	5,038,800	1,908,000
12	5,072,400	1,921,000
13	5,107,200	1,934,000
14	5,140,800	1,947,000
15	5,174,400	1,959,000
16	5,208,000	1,972,000
17	5,238,000	1,983,000
18	5,269,200	1,995,000
19	5,300,400	2,007,000
20	5,331,600	2,019,000
21	5,362,800	2,031,000
22	5,394,000	2,042,000
23	5,425,200	2,054,000
24	5,456,400	2,066,000
25	5,485,200	2,077,000
26	5,515,200	2,088,000
27	5,546,400	2,100,000
28	5,576,400	2,111,000
29	5,606,400	2,123,000
30	5,637,600	2,135,000
31	5,668,800	2,146,000
32	5,700,000	2,158,000
33	5,727,600	2,169,000
34	5,757,600	2,180,000
35	5,787,600	2,191,000
36	5,817,600	2,203,000
37	5,847,600	2,214,000
38	5,877,600	2,225,000
39	5,907,600	2,237,000
40	5,937,600	2,248,000
41	5,966,400	2,259,000
42	5,994,000	2,269,000
43	6,021,600	2,280,000
44	6,049,200	2,290,000
45	6,073,200	2,299,000
46	6,092,400	2,307,000
47	6,111,600	2,314,000
48	6,130,800	2,321,000
49	6,151,200	2,329,000
50	6,169,200	2,336,000
51	6,186,000	2,342,000
52	6,204,000	2,349,000

53	6,219,600	2,355,000
54	6,234,000	2,360,000
55	6,248,400	2,366,000
56	6,262,800	2,371,000
57	6,276,000	2,376,000
58	6,288,000	2,381,000
59	6,300,000	2,385,000
60	6,312,000	2,390,000
61	6,325,200	2,395,000
62	6,336,000	2,399,000
63	6,346,800	2,403,000
64	6,357,600	2,407,000
65	6,368,400	2,411,000
66	6,379,200	2,415,000
67	6,390,000	2,419,000
68	6,400,800	2,423,000
69	6,412,800	2,428,000
70	6,423,600	2,432,000
71	6,434,400	2,436,000
72	6,445,200	2,440,000
73	6,457,200	2,445,000

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	245,900	57	451,200	113	520,200
2	250,400	58	453,400	114	520,600
3	255,100	59	455,600	115	521,000
4	259,800	60	457,900	116	521,500
5	264,200	61	459,800	117	521,900
6	268,800	62	462,100	118	522,300
7	273,300	63	464,100	119	522,700
8	277,800	64	466,200	120	523,200
9	282,500	65	468,400	121	523,600
10	287,100	66	470,700	122	524,000
11	291,600	67	472,800	123	524,500
12	296,200	68	474,900	124	524,900
13	300,600	69	476,900	125	525,300
14	305,100	70	479,000	126	525,700
15	309,500	71	481,100	127	526,200
16	314,000	72	483,300	128	526,600
17	318,500	73	485,300	129	527,000
18	322,900	74	486,800	130	527,400
19	327,200	75	488,300	131	527,900
20	331,700	76	489,800	132	528,300
21	335,800	77	491,300	133	528,700
22	340,200	78	492,600	134	528,900
23	344,300	79	493,800	135	529,100
24	348,500	80	495,100	136	529,300
25	353,000	81	496,100	137	529,500
26	356,900	82	497,200	138	529,700
27	360,500	83	498,200	139	529,900
28	364,200	84	499,300	140	530,100
29	367,900	85	500,200	141	530,300
30	371,500	86	501,100	142	530,500
31	375,300	87	501,900	143	530,700
32	379,200	88	502,800	144	530,900
33	383,100	89	503,400	145	531,100
34	387,200	90	504,400	146	531,300
35	390,800	91	505,200	147	531,500
36	395,000	92	506,100	148	531,700
37	399,200	93	506,800	149	531,900
38	402,300	94	507,700	150	532,100
39	405,400	95	508,500	151	532,300
40	408,500	96	509,400	152	532,500
41	411,600	97	510,100	153	532,700
42	414,400	98	511,000	154	532,900
43	417,300	99	511,800	155	533,100
44	419,800	100	512,600	156	533,300
45	422,500	101	513,400	157	533,500
46	425,000	102	514,200	158	533,700
47	427,700	103	514,900	159	533,900
48	430,300	104	515,600	160	534,100
49	432,900	105	516,400		
50	435,400	106	517,100		
51	437,600	107	517,300		
52	440,000	108	517,800		
53	442,300	109	518,400		
54	444,600	110	518,900		
55	446,800	111	519,400		
56	449,000	112	519,700		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	146,500	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	147,900	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
3	149,300	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
4	150,700	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
5	151,900	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	153,700	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
7	155,400	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
18	176,000	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	178,700	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	181,500	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	184,400	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	186,000	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	187,600	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	189,200	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	190,700	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	192,300	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	193,900	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	195,400	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	197,000	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	198,700	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	200,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	202,000	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	203,600	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	205,200	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	206,800	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
36	208,400	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	209,900	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	211,500	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	213,200	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	214,900	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	216,200	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	217,700	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	219,100	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	220,600	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	222,000	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	223,400	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	224,700	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	226,000	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	227,400	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	228,800	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	230,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	231,700	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
53	233,000	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
54	234,300	298,200	326,800	368,900	402,000	443,150	
55	235,300	299,600	327,900	369,800	402,300	443,300	
56	236,600	301,100	328,900	370,700	402,600	443,450	

57	238,000	302,300	329,400	371,200	402,900	443,600	
58	239,300	303,500	330,300	372,000	403,200	443,750	
59	240,400	304,700	331,100	372,800	403,500	443,900	
60	241,700	306,100	332,000	373,600	403,900	444,050	
61	243,000	307,400	332,800	374,000	404,100	444,200	
62	244,200	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	245,400	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	246,500	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	247,600	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	249,000	313,300	335,700	377,100	405,300		
67	250,500	314,100	336,400	377,800	405,400		
68	251,900	314,900	337,100	378,400	405,500		
69	253,500	315,500	337,800	378,800	405,600		
70	254,900	316,200	338,300	379,300	405,700		
71	256,300	316,900	338,900	379,800	405,800		
72	257,600	317,500	339,500	380,300	405,900		
73	258,600	318,200	339,800	380,900	406,000		
74	259,300	318,400	340,400	381,400	406,100		
75	259,800	319,000	340,900	382,000	406,200		
76	260,200	319,600	341,500	382,600	406,300		
77	260,800	320,200	342,000	383,100	406,400		
78	261,400	320,700	342,500	383,600	406,500		
79	261,900	321,200	343,000	384,100	406,600		
80	262,400	321,700	343,400	384,600	406,700		
81	262,900	322,300	343,700	384,900			
82	263,300	322,800	344,000	385,400			
83	263,800	323,200	344,400	385,800			
84	264,300	323,700	344,700	386,200			
85	264,700	324,200	345,200	386,600			
86	265,100	324,600	345,500	386,800			
87	265,500	324,800	345,800	387,000			
88	265,900	325,200	346,100	387,200			
89	266,400	325,600	346,500	387,400			
90	266,700	326,000	346,800	387,600			
91	267,100	326,400	347,200	387,800			
92	267,500	326,800	347,500	388,000			
93	267,800	327,100	347,900	388,200			
94	268,200	327,300	348,200	388,400			
95	268,500	327,700	348,500	388,600			
96	268,900	328,000	348,800	388,800			
97	269,200	328,200	349,100	389,000			
98	269,600	328,500	349,500	389,200			
99	269,900	328,800	349,900	389,400			
100	270,300	329,100	350,300	389,600			
101	270,600	329,300	350,800				
102	271,000	329,600	351,200				
103	271,300	330,000	351,600				
104	271,500	330,200	352,000				
105	271,800	330,300	352,500				
106	272,100	330,600	352,750				
107	272,400	331,000	353,000				
108	272,700	331,200	353,250				
109	273,000	331,400	353,500				
110	273,300	331,800	353,750				
111	273,500	332,200	354,000				
112	273,800	332,600	354,250				
113	274,000	332,800	354,500				
114	274,300	332,900	354,750				
115	274,500	333,000	355,000				
116	274,800	333,100	355,250				

117	275,000	333,200	355,500				
118	275,300	333,300	355,750				
119	275,500	333,400	356,000				
120	275,700	333,500	356,250				
121	275,900	333,600	356,500				
122	276,000	333,700	356,750				
123	276,200	333,800					
124	276,400	333,900					
125	276,600	334,000					
126	276,800						
127	277,000						
128	277,200						
129	277,300						
130	277,500						
131	277,700						
132	277,900						
133	278,000						
134	278,200						
135	278,300						
136	278,500						
137	278,600						
138	278,800						
139	278,900						
140	279,100						
141	279,200						
142	279,400						
143	279,500						
144	279,600						
145	279,700						
146	279,900						
147	280,000						
148	280,100						
149	280,200						
150	280,300						
151	280,500						
152	280,600						
153	280,700						
154	280,750						
155	280,800						
156	280,850						
157	280,900						
158	280,950						
159	281,000						
160	281,050						
161	281,100						
162	281,150						
163	281,200						
164	281,250						
165	281,300						
166	281,350						
167	281,400						
168	281,450						
169	281,500						
170	281,550						
再任用職員	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000

57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,000	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	275,400	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	275,800	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	276,100	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	276,500	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	277,000	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	277,400	314,200	347,600	365,600	392,000		
95	277,800	314,900	348,300	366,000	392,200		
96	278,200	315,500	348,900	366,300	392,400		
97	278,500	316,200	349,300	366,900	392,600		
98	278,800	316,500	349,700	367,400	392,800		
99	279,100	317,100	350,200	367,900	393,000		
100	279,400	317,800	350,600	368,400	393,200		
101	279,700	318,200	351,100	369,000	393,400		
102	280,100	318,800	351,500	369,500	393,600		
103	280,400	319,400	352,000	370,000	393,800		
104	280,700	320,000	352,400	370,400	394,000		
105	281,000	320,400	352,700	371,000	394,200		
106	281,300	320,900	353,200	371,500	394,400		
107	281,600	321,400	353,600	372,000	394,600		
108	281,900	321,900	353,900	372,500	394,800		
109	282,200	322,300	354,400	373,100			
110	282,500	322,700	354,900	373,500			
111	282,800	323,000	355,400	374,000			
112	283,100	323,300	355,900	374,500			
113	283,300	323,700	356,400	375,100			
114	283,500	324,100	356,900	375,400			
115	283,700	324,500	357,400	375,700			
116	284,000	324,800	357,800	376,000			

117	284,200	325,000	358,200	376,300			
118	284,500	325,300	358,600	376,600			
119	284,700	325,700	359,100	376,900			
120	285,000	325,900	359,600	377,200			
121	285,200	326,100	360,000	377,500			
122	285,400	326,400	360,500	377,800			
123	285,600	326,700	361,000	378,100			
124	285,800	327,000	361,500	378,400			
125	286,000	327,200	361,800	378,700			
126	286,100	327,500	361,950	379,000			
127	286,300	327,900	362,100	379,300			
128	286,500	328,100	362,250	379,600			
129	286,700	328,200	362,400	379,900			
130	286,800	328,500	362,550	380,200			
131	287,000	328,900	362,700				
132	287,200	329,100	362,850				
133	287,300	329,400	363,000				
134	287,400	329,800	363,150				
135	287,600	330,200	363,300				
136	287,700	330,600	363,450				
137	287,800	330,900	363,600				
138	287,900	331,300	363,750				
139	288,000	331,700	363,900				
140	288,100	332,100	364,050				
141	288,200	332,400					
142	288,300	332,800					
143	288,400	333,000					
144	288,500	333,100					
145	288,600	333,200					
146	288,700	333,300					
147	288,800	333,400					
148	288,900	333,500					
149	289,000	333,600					
150	289,100	333,700					
151	289,200	333,800					
152	289,300	333,900					
153	289,400	334,000					
154	289,500	334,050					
155	289,600	334,100					
156	289,700	334,150					
157	289,800	334,200					
158	289,900	334,250					
159	290,000	334,300					
160	290,100	334,350					
161	290,200	334,400					
162	290,300	334,450					
163	290,400	334,500					
164	290,500	334,550					
165	290,600	334,600					
166	290,700	334,650					
167	290,800	334,700					
168	290,900	334,750					
169	291,000						
170	291,050						
171	291,100						
172	291,150						
173	291,200						
174	291,250						
175	291,300						
176	291,350						
177	291,400						
178	291,450						
179	291,500						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	195,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	197,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	198,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	200,500	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	202,300	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	204,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	205,800	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	207,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	209,400	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	211,200	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	212,600	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	214,400	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	216,100	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	217,900	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	219,600	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	221,300	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	222,900	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	224,500	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	226,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	227,700	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	229,300	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	230,900	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			

57	232,200	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	233,700	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	235,100	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	236,400	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	237,700	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	238,900	324,900	364,400	380,900	403,300	444,250			
63	239,900	325,700	365,100	381,500	403,600	444,400			
64	241,100	326,500	365,800	382,100	403,900	444,550			
65	242,400	327,400	366,100	382,500	404,200	444,700			
66	243,600	327,800	366,800	383,100	404,500	444,850			
67	244,800	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	246,100	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	247,000	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	248,400	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	249,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	251,300	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	252,700	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	254,100	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	255,500	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	256,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	258,000	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	259,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	260,700	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	262,000	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	263,300	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	264,400	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	265,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	267,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	267,800	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	268,300	338,700	377,400	390,500	409,500				
87	268,900	339,200	377,800	390,800	409,600				
88	269,600	339,600	378,200	391,000	409,700				
89	270,100	339,900	378,600	391,200	409,800				
90	270,600	340,300	379,100	391,500	409,900				
91	271,100	340,800	379,500	391,800	410,000				
92	271,600	341,200	379,900	392,000	410,100				
93	272,200	341,400	380,200	392,200	410,200				
94	272,700	341,800	380,350	392,300	410,300				
95	273,200	342,300	380,500	392,400	410,400				
96	273,600	342,700	380,650	392,500	410,500				
97	274,000	342,800	380,800	392,600	410,600				
98	274,500	343,300	380,950	392,700	410,700				
99	274,800	343,700	381,100	392,800	410,800				
100	275,300	344,000	381,250	392,900	410,900				
101	275,700	344,300	381,400	393,000					
102	276,100	344,700	381,550	393,100					
103	276,500	345,100	381,700	393,200					
104	276,900	345,500	381,850	393,300					
105	277,300	346,000	382,000	393,400					
106	277,700	346,400	382,150						
107	278,000	346,800	382,300						
108	278,400	347,200	382,450						
109	278,700	347,700							
110	279,100	348,100							
111	279,400	348,400							
112	279,800	348,700							
113	280,100	349,200							
114	280,300	349,450							
115	280,600	349,700							
116	280,900	349,950							

117	281,100	350,200							
118	281,400	350,450							
119	281,700	350,700							
120	282,000	350,950							
121	282,200	351,200							
122	282,500	351,450							
123	282,700	351,700							
124	282,900	351,950							
125	283,100	352,200							
126	283,300	352,450							
127	283,500	352,700							
128	283,700	352,950							
129	283,900	353,200							
130	284,000	353,450							
131	284,200								
132	284,400								
133	284,500								
134	284,600								
135	284,800								
136	284,900								
137	285,000								
138	285,100								
139	285,200								
140	285,300								
141	285,400								
142	285,500								
143	285,600								
144	285,700								
145	285,800								
146	285,900								
147	286,000								
148	286,100								
149	286,200								
150	286,300								
151	286,400								
152	286,500								
153	286,600								
154	286,700								
155	286,800								
156	286,900								
157	287,000								
再任用職員	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	127,900	200,900	248,200	277,500
2	128,800	202,300	249,400	279,400
3	129,800	203,700	250,500	281,200
4	130,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	206,300	252,600	284,800
6	132,700	207,700	253,900	286,600
7	133,700	209,100	255,000	288,300
8	134,700	210,500	256,200	290,100
9	135,500	211,900	257,300	291,800
10	136,500	213,500	258,400	293,600
11	137,500	215,100	259,600	295,300
12	138,600	216,500	260,800	297,100
13	139,400	217,800	261,800	298,600
14	140,400	219,300	262,900	300,300
15	141,400	220,800	263,900	301,900
16	142,400	222,100	264,900	303,400
17	143,500	223,100	266,000	305,000
18	144,700	223,900	267,200	306,600
19	145,900	224,800	268,300	308,300
20	147,100	225,800	269,200	310,000
21	148,200	226,700	270,200	311,200
22	149,400	228,200	271,300	312,600
23	150,600	229,500	272,400	314,000
24	151,800	230,600	273,400	315,500
25	153,000	232,100	274,400	316,800
26	154,500	233,400	275,500	318,300
27	156,000	234,700	276,600	319,700
28	157,500	236,000	277,700	321,100
29	158,900	237,100	278,600	322,700
30	160,400	238,300	279,700	323,900
31	161,900	239,600	280,700	325,200
32	163,400	240,800	281,700	326,400
33	164,900	241,900	282,600	327,500
34	166,700	243,200	283,500	328,400
35	168,500	244,300	284,500	329,500
36	170,300	245,500	285,600	330,600
37	172,100	246,800	286,300	331,700
38	173,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	249,300	288,100	333,800
40	177,200	250,600	289,000	334,800
41	179,100	251,600	289,800	335,800
42	180,500	252,900	290,800	336,800
43	181,900	254,000	291,800	337,800
44	183,300	255,300	292,700	338,800
45	184,700	256,200	293,400	339,700
46	186,200	257,300	294,300	340,700
47	187,800	258,500	295,200	341,700
48	189,400	259,500	296,100	342,700
49	190,700	260,700	296,800	343,600
50	191,900	261,900	297,400	344,500
51	193,200	263,100	298,100	345,400
52	194,300	264,000	298,900	346,200
53	195,500	265,100	299,500	347,000
54	196,600	266,200	300,300	347,800
55	197,700	267,400	301,000	348,600
56	198,800	268,600	301,700	349,300

57	199,900	269,500	302,400	350,000
58	201,000	270,500	303,100	350,800
59	202,000	271,600	303,900	351,600
60	203,000	272,600	304,600	352,300
61	204,000	273,700	305,200	353,000
62	205,100	274,800	305,900	353,700
63	206,200	275,700	306,600	354,400
64	207,200	276,800	307,300	355,100
65	208,100	277,700	307,800	355,700
66	209,000	278,500	308,300	356,200
67	209,700	279,300	308,900	356,700
68	210,600	280,100	309,500	357,200
69	211,500	280,900	310,100	357,600
70	212,700	281,700	310,500	
71	213,700	282,500	311,000	
72	214,600	283,200	311,500	
73	215,300	284,000	311,800	
74	216,500	284,700	312,300	
75	217,600	285,500	312,800	
76	218,800	286,300	313,200	
77	219,600	286,900	313,400	
78	220,800	287,400	313,700	
79	222,000	287,900	314,000	
80	223,100	288,300	314,300	
81	224,000	288,700	314,600	
82	225,200	289,100	314,900	
83	226,200	289,600	315,200	
84	227,300	290,100	315,500	
85	228,400	290,500	315,700	
86	229,500	291,100	316,100	
87	230,600	291,700	316,400	
88	231,600	292,300	316,600	
89	232,600	292,600	316,800	
90	233,700	293,100	317,100	
91	234,300	293,600	317,400	
92	234,800	294,000	317,700	
93	235,300	294,400	317,900	
94	235,700	294,900	318,200	
95	236,200	295,400	318,500	
96	236,500	295,900	318,700	
97	236,800	296,200	318,900	
98	237,300	296,600	319,200	
99	237,700	297,100	319,500	
100	238,100	297,600	319,700	
101	238,500	298,000	319,900	
102	239,000	298,400	320,000	
103	239,400	298,700	320,100	
104	239,800	299,000	320,200	
105	240,100	299,300	320,300	
106	240,500	299,700	320,400	
107	240,900	300,100	320,500	
108	241,100	300,500	320,600	
109	241,500	300,800	320,700	
110	241,900	301,200	320,800	
111	242,100	301,600	320,900	
112	242,400	301,900	321,000	
113	242,700	302,100	321,100	
114	243,000	302,400	321,200	
115	243,400	302,700	321,300	
116	243,700	302,900	321,400	

117	243,900	303,100	321,500	
118	244,100	303,400	321,600	
119	244,400	303,700		
120	244,600	303,900		
121	244,800	304,100		
122	245,100	304,400		
123	245,400	304,700		
124	245,700	304,900		
125	245,900	305,100		
126	246,200	305,400		
127	246,500	305,700		
128	246,800	305,900		
129	247,000	306,100		
130	247,300	306,400		
131	247,500	306,700		
132	247,700	306,900		
133	247,900	307,100		
134	248,200	307,200		
135	248,400	307,300		
136	248,600	307,400		
137	248,800	307,500		
138	249,000	307,600		
139	249,200	307,700		
140	249,400	307,800		
141	249,600	307,900		
142	249,800	308,000		
143	250,000			
144	250,200			
145	250,400			
146	250,500			
147	250,700			
148	250,800			
149	250,900			
150	251,000			
151	251,100			
152	251,200			
153	251,300			
154	251,400			
155	251,500			
156	251,600			
157	251,800			
158	251,900			
159	252,100			
160	252,200			
161	252,400			
162	252,500			
163	252,600			
164	252,700			
165	252,900			
166	253,000			
167	253,100			
168	253,200			
169	253,400			
170	253,500			
171	253,600			
172	253,700			
173	253,800			
174	253,900			
175	254,000			
176	254,100			
177	254,200			
178	254,250			
179	254,300			
180	254,350			
181	254,400			
182	254,450			
183	254,500			
184	254,550			
185	254,600			

186	254,650			
187	254,700			
188	254,750			
189	254,800			
190	254,850			
再任用職員	203,900	222,400	243,200	273,900

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	312,100	372,100	414,500	499,900	
46	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	323,400	389,800	427,900	519,000	

57	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	327,600	395,400	431,500	524,400	
61	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	336,500	406,300	440,200	532,800	
70	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	343,200	412,100	446,900	537,400	
77	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	345,200	413,200	448,200		
79	346,100	413,500	448,900		
80	347,000	413,800	449,500		
81	348,000	414,100	450,300		
82	349,000	414,400	451,000		
83	350,000	414,600	451,300		
84	351,000	414,900	451,900		
85	351,400	415,200	452,300		
86	352,000	415,500	452,600		
87	352,600	415,800	452,900		
88	353,200	416,100	453,200		
89	353,500	416,300	453,500		
90	353,900	416,600			
91	354,400	416,900			
92	354,900	417,200			
93	355,100	417,400			
94	355,500	417,700			
95	355,900	418,000			
96	356,300	418,300			
97	356,400	418,500			
98	356,600	418,800			
99	356,700	419,100			
100	356,900	419,300			
101	357,000	419,500			
102	357,400	419,800			
103	357,600	420,100			
104	358,000	420,300			
105	358,100	420,500			
106	358,300				
107	358,600				
108	358,900				
109	358,800				
110	359,100				
111	359,400				
112	359,500				
113	359,600				
114	359,700				
115	359,900				
116	360,000				
117	360,100				
118	360,200				
119	360,400				
120	360,600				
121	360,800				
122	360,900				

123	361,000				
124	361,100				
125	361,300				
126	361,700				
127	362,100				
128	362,400				
129	362,600				
再任用職員	282,000	293,000	314,900	398,900	533,300

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	191,400	57	300,000	113	340,900
2	194,000	58	301,100	114	341,300
3	196,400	59	302,300	115	341,800
4	198,800	60	303,500	116	342,200
5	201,300	61	304,400	117	342,700
6	203,600	62	305,500	118	343,100
7	205,900	63	306,600	119	343,500
8	208,100	64	307,700	120	343,900
9	210,200	65	308,700	121	344,300
10	212,500	66	309,800		
11	215,000	67	310,800		
12	217,300	68	311,800		
13	219,500	69	312,900		
14	221,900	70	313,900		
15	224,300	71	315,000		
16	226,700	72	316,100		
17	229,000	73	316,800		
18	231,800	74	317,800		
19	234,700	75	318,900		
20	237,600	76	320,000		
21	240,100	77	321,100		
22	242,800	78	322,100		
23	245,300	79	323,000		
24	248,000	80	323,900		
25	250,700	81	325,000		
26	253,100	82	325,800		
27	255,400	83	326,500		
28	257,600	84	327,300		
29	260,300	85	327,800		
30	262,500	86	328,300		
31	264,400	87	328,800		
32	266,500	88	329,300		
33	268,400	89	329,600		
34	270,400	90	330,100		
35	272,500	91	330,600		
36	274,400	92	331,100		
37	276,300	93	331,400		
38	277,800	94	331,800		
39	279,000	95	332,300		
40	280,500	96	332,800		
41	281,900	97	333,300		
42	282,900	98	333,800		
43	283,900	99	334,300		
44	284,900	100	334,800		
45	285,600	101	335,300		
46	286,800	102	335,800		
47	288,000	103	336,300		
48	289,200	104	336,800		
49	290,600	105	337,300		
50	291,900	106	337,700		
51	293,000	107	338,200		
52	294,100	108	338,600		
53	295,300	109	339,100		
54	296,500	110	339,500		
55	297,800	111	340,000		
56	298,900	112	340,400		
				再任用職員	257,900

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	155,000	251,200	272,400	55	240,100	329,600	370,600
2	156,200	252,800	274,200	56	241,500	330,400	371,400
3	157,400	254,200	275,800	57	243,000	331,000	372,200
4	158,600	255,800	277,300	58	244,700	331,500	373,000
5	159,600	257,000	279,100	59	246,200	332,100	373,800
6	161,100	258,300	281,200	60	247,900	332,600	374,600
7	162,500	259,700	283,300	61	249,300	333,100	375,500
8	163,900	261,100	285,600	62	250,600	333,300	376,200
9	165,200	262,300	287,600	63	251,900	333,900	376,900
10	166,600	263,800	289,700	64	253,300	334,500	377,600
11	168,000	265,100	291,900	65	254,600	334,800	377,900
12	169,500	266,200	294,000	66	255,900	335,300	378,500
13	171,000	267,500	295,900	67	257,200	335,800	379,100
14	172,500	269,200	298,200	68	258,400	336,300	379,800
15	174,000	270,900	300,400	69	259,800	336,800	380,200
16	175,400	272,700	302,600	70	261,400	337,300	380,900
17	177,000	274,300	304,700	71	263,000	337,700	381,500
18	178,800	276,200	307,000	72	264,600	338,200	382,100
19	180,500	278,000	309,200	73	266,000	338,400	382,500
20	182,200	279,600	311,500	74	267,600	338,900	383,100
21	183,700	281,200	313,600	75	269,200	339,400	383,700
22	185,400	283,000	315,700	76	270,700	339,900	384,300
23	187,100	284,600	317,900	77	272,400	340,200	384,700
24	188,800	286,300	320,000	78	274,000	340,600	385,200
25	190,400	288,200	322,000	79	275,600	341,100	385,700
26	192,200	289,900	324,000	80	277,200	341,500	386,300
27	194,000	291,700	326,100	81	278,700	341,700	386,800
28	195,700	293,500	328,100	82	280,300	342,000	387,200
29	197,500	295,000	330,100	83	281,900	342,500	387,600
30	199,000	296,700	332,200	84	283,400	342,900	388,000
31	200,500	298,400	334,200	85	285,000	343,200	388,200
32	201,900	300,000	336,300	86	286,500	343,500	388,400
33	203,400	301,500	338,000	87	287,900	344,000	388,700
34	204,700	303,100	339,900	88	289,400	344,400	389,000
35	206,000	304,600	341,800	89	290,800	344,700	389,200
36	207,200	306,200	343,700	90	292,200	345,100	389,500
37	208,500	307,900	345,100	91	293,700	345,500	389,800
38	211,100	309,400	347,000	92	295,200	345,700	390,000
39	213,700	310,900	348,900	93	296,500	346,000	390,200
40	216,600	312,500	350,700	94	298,000		
41	219,500	313,900	352,600	95	299,300		
42	221,000	315,500	354,400	96	300,800		
43	222,400	317,000	356,200	97	302,000		
44	223,800	318,500	357,900	98	303,300		
45	225,300	319,700	359,700	99	304,400		
46	226,900	320,900	361,100	100	305,700		
47	228,500	322,100	362,600	101	306,600		
48	230,100	323,300	364,000	102	307,700		
49	231,500	324,300	365,000	103	308,900		
50	233,100	325,300	366,100	104	310,100		
51	234,600	326,200	367,200	105	311,400		
52	236,100	327,200	368,300	106	312,100		
53	237,300	328,100	369,200	107	312,800		
54	238,800	328,800	369,800	108	313,400		

109	314,200		
110	314,900		
111	315,600		
112	316,300		
113	316,600		
114	316,900		
115	317,500		
116	317,800		
117	318,200		
118	318,500		
119	318,900		
120	319,200		
121	319,700		
122	320,100		
123	320,400		
124	320,700		
125	321,200		
126	321,600		
127	321,800		
128	322,200		
129	322,600		
130	323,000		
131	323,400		
132	323,800		
133	324,000		
134	324,300		
135	324,600		
136	324,900		
137	325,300		
138	325,500		
139	325,800		
140	326,200		
141	326,600		
142	326,900		
143	327,300		
144	327,600		
145	327,900		
146	328,300		
147	328,600		
148	328,800		
149	328,900		
150	329,100		
151	329,200		
152	329,300		
153	329,400		
154	329,450		
155	329,500		
156	329,550		
157	329,600		
158	329,650		
159	329,700		
160	329,750		
161	329,800		
162	329,850		
163	329,900		
164	329,950		
165	330,000		
166	330,050		
167	330,100		

168	330,150		
169	330,200		
170	330,250		
再任用職員	240,200	254,500	287,600

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	156,300	57	217,500	113	233,800
2	157,200	58	218,100	114	234,000
3	158,100	59	218,600	115	234,100
4	159,000	60	219,200	116	234,200
5	159,900	61	219,400	117	234,300
6	160,800	62	219,900	118	234,500
7	161,700	63	220,300	119	234,600
8	162,600	64	220,800	120	234,700
9	163,600	65	221,200	121	234,800
10	165,300	66	221,800	122	234,900
11	167,000	67	222,100	123	235,000
12	168,800	68	222,500	124	235,050
13	170,600	69	223,000	125	235,100
14	172,200	70	223,400	126	235,150
15	173,800	71	223,800	127	235,200
16	175,400	72	224,100	128	235,250
17	177,000	73	224,500	129	235,300
18	178,600	74	224,900	130	235,350
19	180,100	75	225,300	131	235,400
20	181,500	76	225,700	132	235,450
21	182,800	77	225,900	133	235,500
22	184,100	78	226,300	134	235,550
23	185,500	79	226,700	135	235,600
24	186,800	80	226,800	136	235,650
25	188,100	81	227,100	137	235,700
26	189,400	82	227,500	138	235,750
27	190,700	83	227,900	139	235,800
28	191,900	84	228,200	140	235,850
29	193,100	85	228,500	141	235,900
30	194,300	86	228,800	142	235,950
31	195,500	87	229,100	143	236,000
32	196,600	88	229,300	144	236,050
33	197,900	89	229,600	145	236,100
34	199,000	90	229,900	146	236,150
35	200,100	91	230,200	147	236,200
36	201,000	92	230,300	148	236,250
37	201,900	93	230,600	149	236,300
38	202,900	94	230,800		
39	203,900	95	231,000		
40	204,900	96	231,100	再任用職員	207,100
41	205,800	97	231,300		
42	206,700	98	231,600		
43	207,400	99	231,800		
44	208,300	100	232,000		
45	209,200	101	232,100		
46	210,100	102	232,200		
47	210,900	103	232,400		
48	211,600	104	232,500		
49	212,200	105	232,600		
50	213,000	106	232,800		
51	213,800	107	233,000		
52	214,500	108	233,100		
53	215,200	109	233,300		
54	215,900	110	233,400		
55	216,500	111	233,600		
56	217,200	112	233,700		

別表第7の2 専門技術職基本給表(第11条第1項第8号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	再任用職員	214,400	254,400	273,800	288,900
	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円																																																																																																										
1	141,600	227,900	261,100	287,100																																																																																																										
2	142,700	229,500	263,000	289,300																																																																																																										
3	143,900	231,000	264,800	291,600																																																																																																										
4	145,000	232,600	266,900	293,700																																																																																																										
5	146,100	234,100	268,700	295,700																																																																																																										
6	147,200	235,800	270,600	298,000																																																																																																										
7	148,300	237,300	272,500	300,300																																																																																																										
8	149,400	238,900	274,600	302,500																																																																																																										
9	150,500	240,300	276,700	304,600																																																																																																										
10	151,900	241,800	278,700	306,900																																																																																																										
11	153,200	243,400	280,800	309,100																																																																																																										
12	154,500	244,800	282,800	311,400																																																																																																										
13	155,800	246,300	284,800	313,500																																																																																																										
14	157,300	247,800	286,900	315,600																																																																																																										
15	158,800	249,100	288,900	317,800																																																																																																										
16	160,400	250,500	290,900	319,900																																																																																																										
17	161,700	252,000	292,900	322,000																																																																																																										
18	163,200	253,700	294,900	324,000																																																																																																										
19	164,700	255,400	297,000	326,100																																																																																																										
20	166,200	257,200	299,000	328,100																																																																																																										
21	167,600	258,800	301,000	330,000																																																																																																										
22	170,300	260,600	303,100	332,100																																																																																																										
23	172,900	262,300	305,100	334,100																																																																																																										
24	175,500	264,000	307,200	336,200																																																																																																										
25	178,200	266,000	309,000	337,700																																																																																																										
26	179,900	267,900	311,100	339,600																																																																																																										
27	181,600	269,700	313,200	341,500																																																																																																										
28	183,300	271,500	315,200	343,400																																																																																																										
29	184,800	273,200	317,100	345,100																																																																																																										
30	186,600	275,100	319,100	347,000																																																																																																										
31	188,400	277,000	321,200	348,900																																																																																																										
32	190,100	278,700	323,300	350,700																																																																																																										
33	191,700	280,400	324,700	352,600																																																																																																										
34	193,500	282,300	326,700	354,400																																																																																																										
35	195,300	284,100	328,600	356,200																																																																																																										
36	197,100	286,000	330,700	357,900																																																																																																										
37	198,700	287,600	332,600	359,300																																																																																																										
38	200,500	289,300	334,500	360,600																																																																																																										
39	202,300	291,100	336,500	362,000																																																																																																										
40	204,100	292,900	338,400	363,400																																																																																																										
41	205,800	294,600	340,300	364,700																																																																																																										
42	207,600	296,300	342,200	365,600																																																																																																										
43	209,400	297,900	344,000	366,700																																																																																																										
44	211,200	299,500	345,900	367,800																																																																																																										
45	212,600	301,200	347,400	368,600																																																																																																										
46	214,400	302,900	348,800	369,500																																																																																																										
47	216,100	304,500	350,300	370,400																																																																																																										
48	217,900	306,200	351,800	371,300																																																																																																										
49	219,600	307,300	353,400	372,200																																																																																																										
50	221,300	308,800	354,200	373,000																																																																																																										
51	222,900	310,300	355,400	373,800																																																																																																										
52	224,500	311,900	356,400	374,600																																																																																																										
53	226,000	313,500	357,300	375,300																																																																																																										
54	227,700	315,100	358,400	376,000																																																																																																										
55	229,300	316,700	359,300	376,700																																																																																																										
56	230,900	318,200	360,400	377,400																																																																																																										

別表第7の3 看護補助職基本給表（第11条第1項第9号関係）

号俸	基本給月額
1	円 210,000

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副放射線診断技術室長、副放射線治療技術室長、副診療放射線技師長、副臨床検査技師長又は副栄養管理室長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 放射線技術部長、副放射線技術部長、診療放射線技師長、放射線治療技術室長、放射線診断技術室長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う放射線技術部長、副放射線技術部長、診療放射線技師長、放射線治療技術室長、放射線診断技術室長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることのできない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長又は事務長の職務
7 級	困難な業務を行う部長又は事務長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長又は事務長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	<p>1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。</p> <p>2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。</p> <p>3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。</p>

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

ト 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

へ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教 助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6 卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了	1 級 13 号 俸
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	
	大 学 6 卒	
大 学 卒	1 級 1 号 俸	

ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 5 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6 卒後のものに限る。)	3 7 号 俸
	博 士 課 程 修 了	3 3 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 3 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6 卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6 卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6 卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6 卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	高 校 卒	1 号 俸

備考

職種欄の「療養介助員」とは、ホームヘルパー2級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。

ヌ 専門技術職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業

		<p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護講師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中学卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>

別表第11 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	49		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					

115	63
116	63
117	63
118	63
119	63
120	64
121	64
122	64
123	64
124	64
125	65
126	65
127	65
128	65
129	65
130	65
131	65
132	65
133	65
134	66
135	66
136	66
137	66
138	66
139	66
140	66
141	66
142	66
143	67
144	67
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	43	
83	66	59	71	62	43	
84	66	60	72	62	43	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	44	
87	68	63	75	64	44	
88	68	64	76	64	44	
89	69	65	77	65	44	
90	70	66	78	65	44	
91	71	67	79	66	45	
92	72	68	80	66	45	
93	73	69	81	67	45	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			

115	83	84	99
116	83	84	100
117	84	85	101
118	84	85	101
119	84	85	102
120	84	85	102
121	85	86	103
122	85	86	103
123	85	86	104
124	85	86	104
125	86	87	105
126	86	87	
127	86	87	
128	86	87	
129	87	88	
130	87	88	
131	87	88	
132	87	88	
133	88	89	
134	88	89	
135	88	89	
136	88	90	
137	89	90	
138	89	91	
139	89	91	
140	89	9	

八 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	25	25	21	21	14	13
34	1	18	26	26	21	22	14	13
35	1	19	27	27	22	23	14	13
36	1	20	28	28	22	24	14	14
37	1	21	29	29	23	25	15	14
38	1	22	30	30	23	25	15	14
39	1	23	31	31	24	26	15	15
40	1	24	32	32	24	26	15	15
41	1	25	33	33	25	27	16	15
42	1	26	34	34	25	27	16	16
43	1	27	35	35	26	28	16	16
44	1	28	36	36	26	28	16	16
45	1	29	37	37	27	29	17	17
46	1	30	38	38	27	29		
47	1	31	39	39	28	30		
48	1	32	40	40	28	30		
49	1	33	41	41	29	31		
50	2	34	42	41	29	31		
51	3	35	43	42	29	32		
52	4	36	44	42	29	32		
53	5	37	45	43	30	33		
54	6	38	46	43	30	33		
55	7	39	47	44	30	34		
56	8	40	48	44	30	34		
57	9	41	49	45	31	35		
58	10	42	50	45	31	35		
59	11	43	51	46	31	36		
60	12	44	52	46	31	36		
61	13	45	53	47	32	37		
62	14	45	54	47	32			
63	15	45	55	48	32			
64	16	46	56	48	32			
65	17	46	57	49	33			
66	18	46	58	49	33			
67	19	47	59	50	33			
68	20	47	60	50	34			
69	21	47	61	51	35			
70	22	48	62	51	35			
71	23	48	63	51	35			
72	24	48	64	51	35			
73	25	49	65	52	36			
74	26	49	66	53	36			
75	27	49	67	54	36			
76	28	50	68	55	36			
77	29	50	69	56	36			
78	30	50	69	57	36			
79	31	51	70	57	36			
80	32	51	71	58	36			
81	33	51	72	59	37			
82	34	52	72	60	37			
83	35	52	73	60	38			
84	36	52	74	61	38			
85	37	53	75	61	39			
86	38	53	76	61				
87	39	53	77	61				
88	40	53	78	61				
89	41	54	79	62				
90	41	54	80	62				
91	42	54	81	62				
92	42	54	82	62				
93	43	55	83	63				
94	43	55						
95	44	55						
96	44	55						
97	45	56						
98	45	56						
99	46	56						
100	46	56						
101	47	57						
102	47	57						
103	48	58						
104	48	58						
105	49	59						
106	49	59						
107	49	60						
108	49	60						
109	50	61						
110	50	61						

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

二 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	30
60	12	32	30
61	13	33	31
62	14	34	31
63	15	35	32
64	16	36	32
65	17	37	33
66	18	38	33
67	19	39	33
68	20	40	33
69	21	41	34
70	22	42	34
71	23	43	34
72	24	44	34
73	25	45	35
74	26	46	35
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	36
78	30	50	36
79	31	51	36
80	32	52	37
81	33	53	37
82	33	54	37
83	34	55	37
84	34	56	38
85	35	57	38
86	35	58	38
87	36	59	39
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	40
91	39	62	40
92	40	62	40
93	41	63	41
94	42	63	41
95	43	64	41
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	42
100	48	66	42
101	49	67	42
102	49	67	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	69	
106	51	70	
107	52	71	
108	52	72	
109	53	73	
110	53	73	
111	54	74	
112	54	74	
113	55	75	
114	55	75	
115	56	76	
116	56	76	
117	57	77	
118	57	78	
119	58	79	
120	58	79	
121	59	80	
122	59	81	
123	60	82	
124	60	83	
125	61	83	
126	61	84	
127	61	84	
128	61	85	
129	62	85	
130	62	85	
131	62	85	
132	62	85	
133	62	85	
134	63	86	
135	63		
136	63		
137	64		
138	64		
139	64		
140	64		
141	65		
142	65		
143	65		
144	65		
145	66		
146	66		
147	66		
148	66		
149	67		
150	67		
151	67		
152	67		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	69		
158	69		
159	69		
160	69		
161	70		
162	70		
163	70		
164	71		
165	72		
166	72		
167	72		
168	72		
169	7		

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	21	1
52	32	40	22	1
53	33	41	22	1
54	33	41	22	1
55	33	42	23	1
56	34	42	23	1
57	34	43	23	1
58	34	43	24	2
59	35	44	24	3
60	35	44	24	4
61	35	45	25	5
62	36	46	25	6
63	36	47	26	7
64	36	48	26	8
65	37	49	27	9
66	37	50	27	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

ヘ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	
95	39	
96	40	
97	41	
98	42	
99	43	
100	44	
101	45	
102	46	
103	47	
104	48	
105	49	
106	50	
107	51	
108	52	
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79

ト 専門技術職基本給表

昇格した日の 前日に受 けていた号	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	1	26
43	1	27
44	1	28
45	1	29
46	1	30
47	1	31
48	1	32
49	1	33
50	2	34
51	3	35
52	4	36
53	5	37
54	6	38
55	7	39
56	8	40
57	9	41
58	10	42
59	11	43
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	45
64	16	46
65	17	46
66	18	46
67	19	47
68	20	47
69	21	47
70	22	48
71	23	48
72	24	48
73	25	49
74	26	49
75	27	49
76	28	50
77	29	50
78	30	50
79	31	51
80	32	51
81	33	51
82	34	52
83	35	52
84	36	52
85	37	53
86	38	53
87	39	53
88	40	53
89	41	54
90	41	54
91	42	54
92	42	54
93	43	55
94	43	55
95	44	55
96	44	55
97	45	56
98	45	56
99	46	56
100	46	56
101	47	57
102	47	57
103	48	58
104	48	58
105	49	59
106	49	59
107	49	60
108	49	60
109	50	61
110	50	61

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第12 基本給表別職員層区分表（第15条第3項關係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	（初任層）	—	—
専門技術職基本給表	1 級	2 級、3 級	—

220	6,362,400		3,078,000
221	6,370,800		3,082,000
222	6,379,200		3,086,000
223	6,387,600		3,091,000
224	6,396,000		3,095,000
225	6,404,400		3,099,000
226	6,412,800		3,103,000
227	6,421,200		3,107,000
228	6,429,600		3,111,000
229	6,438,000		3,115,000
230	6,446,400		3,119,000
231	6,454,800		3,123,000
232	6,463,200		3,127,000
233	6,471,600		3,131,000
234	6,480,000		3,135,000
235	6,488,400		3,139,000
236	6,496,800		3,143,000
237	6,505,200		3,147,000
238	6,513,600		3,151,000
239	6,522,000		3,156,000
240	6,530,400		3,160,000
241	6,538,800		3,164,000
242	6,547,200		3,168,000
243	6,555,600		3,172,000
244	6,564,000		3,176,000
245	6,572,400		3,180,000
246	6,580,800		3,184,000
247	6,589,200		3,188,000
248	6,597,600		3,192,000
249	6,606,000		3,196,000
250	6,614,400		3,200,000
251	6,622,800		3,204,000
252	6,631,200		3,208,000
253	6,639,600		3,212,000
254	6,648,000		3,216,000
255	6,656,400		3,221,000
256	6,664,800		3,225,000
257	6,673,200		3,229,000
258	6,681,600		3,233,000
259	6,690,000		3,237,000
260	6,698,400		3,241,000
261	6,706,800		3,245,000
262	6,715,200		3,249,000
263	6,723,600		3,253,000
264	6,732,000		3,257,000
265	6,740,400		3,261,000
266	6,748,800		3,265,000
267	6,757,200		3,269,000
268	6,765,600		3,273,000
269	6,774,000		3,277,000
270	6,782,400		3,281,000
271	6,790,800		3,286,000
272	6,799,200		3,290,000
273	6,807,600		3,294,000
274	6,816,000		3,298,000
275	6,824,400		3,302,000
276	6,832,800		3,306,000
再任用職員	3,901,200	859,000	

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	4,464,000	1,330,000
2	5,040,000	1,502,000
3	5,652,000	1,761,000
4	6,384,000	1,989,000
5	7,284,000	2,664,000
6	8,472,000	3,328,000
7	9,132,000	3,587,000
8	9,816,000	3,855,000
9	10,740,000	4,218,000
10	11,580,000	4,548,000
11	12,420,000	4,878,000
12	13,284,000	5,217,000
13	14,100,000	5,538,000

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号関係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,472,000	3,137,800
2	9,132,000	3,382,300
3	9,816,000	3,635,600
4	10,740,000	3,977,800

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長等基本年俸表級別標準職務表

業績年俸額	標準的職務
1 欄	医長又は室長の職務
2 欄	副院長、センター長、部長、科長又は副科長の職務
備考 1 本表は、それぞれの業績年俸額に分類されている職務をその業績年俸額より下位の業績年俸額に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の業績年俸額の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、業績年俸額を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている業績年俸額が2欄の場合に限る。）	

ロ 副所長等基本年俸表級別標準職務表

業績年俸額	標準的職務
1 欄	ユニット長、室長又は主任研究員の職務
2 欄	副所長、センター長、分野長、施設長の職務
備考 1 本表は、それぞれの業績年俸額に分類されている職務をその業績年俸額より下位の業績年俸額に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の業績年俸額の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、業績年俸額を決定することができる。	

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 医療職基本給表(一)から副院長等基本年俸表の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112

113	65
114	
115	
116	
117	66
118	
119	
120	
121	67
122	
123	
124	
125	68
126	
127	
128	
129	69
130	
131	
132	
133	

ロ 研究職基本給表から副所長等基本年俸表の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121

備考

- 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立がん研究センター（築地地区）	1 級 地	100分の18.5
国立がん研究センター（柏地区）	6 級 地	100分の6

備考 事業場区分については、職員就業規則第4条に規定する区分とする。ただし、平成29年4月1日より柏地区で採用になった医師手当支給対象職員については、別表第19の支給事業場に関わらず、支給区分1級地の支給割合とする。

別表第19の2 医療研究連携加算表（第59条第2項関係）

支 給 事 業 場	支 給 割 合
国立がん研究センター（柏地区）	100分の9.5

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級又は業績年俸額	月額	
				再任用職員以外	再任用職員
副院長等 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2 欄 以下	148,100	—
	科 長 副科 長	二 種	2 欄 以下	118,500	—
	医 長 室 長	三 種	1 欄	96,700	—
副所長等 基本年俸表	副所長 センター長	一 種	2 欄 以下	139,700	—
	分野長 施設長	二 種	2 欄 以下	103,400	98,300
	室長、ユニット長	三 種	1 欄	78,400	58,300
	主任研究員	四 種	1 欄	60,900	43,300
医療職基本給表(二)	薬剤部長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以下	72,700	57,600
	二 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	7 級	96,800	87,300	
	副薬剤部長 放射線技術部長 副放射線技術部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種	5 級	62,300	49,400
医療職基本給表(三)	看護部長	三 種	6 級 以下	75,800	58,200
		二 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	7 級 以下	88,300	75,800
	副看護部長	四 種	5 級 以下	59,200	44,200
	看護師長	五 種	4 級 以下	44,800	34,700
事務職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600
	部長 事務長	二 種	7 級	94,000	79,800
		一 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	6 級 以下	88,500	69,800
	課長 室長	四 種	5 級	62,300	48,200
		三 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	4 級 以下	59,500	44,300
	専門職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級 以下	55,500	41,900
教育職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900
	学部長	二 種	4 級 以下	106,900	81,800
	教授	三 種	4 級 以下	93,500	71,600
	准教授	四 種	3 級 以下	59,200	48,200
専門技術職基本給表	専門職	四 種	3 級 以下	55,500	41,900

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。

別表第21 特殊業務手当支給区分表（第67条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で総長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5,200円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
23 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士 24 臨床工学室に勤務する臨床工学士	10,400円
25 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円

26	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
27	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
28	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
29	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
30	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
31	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
32	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
33	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
34	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
37	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
38	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
39	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
40	手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	31,000円
41	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
42	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
43	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
44	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
45	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
46	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
47	せき損病棟に勤務する看護助手	
48	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
49	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
50	精神病棟に勤務する看護助手	
51	集中治療病棟に勤務する看護助手	
52	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
53	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	

54 結核病棟に勤務する保清員	9,400円
55 精神病棟に勤務する保清員	
56 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
57 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
58 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
59 研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
60 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
61 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
62 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
63 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
64 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
65 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
66 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
67 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
68 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
69 せき損病棟に勤務する療養介助員	
70 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
71 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
72 精神病棟に勤務する療養介助員	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。 	

- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰^{かたん}、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、ホームヘルパー2級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。

別表第 2 2 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 8 4 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分
国立がん研究センター（築地地区）	三 種
国立がん研究センター（柏地区）	一 種

備考 事業場区分については、職員就業規則第 4 条に規定する区分とする。ただし、平成 2 9 年 4 月 1 日より柏地区で採用になった医師手当支給対象職員については、別表第 2 2 の支給事業場に関わらず、支給種別区分を三種とする。

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種 (1 欄)	1 種 (2 欄)	2 種	3 種 (1 欄)	3 種 (2 欄)	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
2	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
3	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
4	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
5	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
6	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
7	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
8	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
9	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
10	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
11	319,300	240,000	266,700	209,600	205,000	200,800	50,200
12	319,300	235,000	266,700	209,600	200,000	193,600	48,400
13	319,300	230,000	266,700	209,600	195,000	186,400	46,600
14	319,300	225,000	266,700	209,600	190,000	179,200	44,800
15	319,300	220,000	266,700	209,600	185,000	172,000	43,000
16	319,300	215,000	266,700	209,600	180,000	164,800	41,200
17	319,300	210,000	266,700	209,600	175,000	157,600	39,400
18	319,300	205,000	266,700	209,600	170,000	150,400	37,600
19	319,300	200,000	266,700	209,600	165,000	143,200	35,800
20	319,300	195,000	266,700	209,600	160,000	137,600	34,400
21	319,300	190,000	266,700	209,600	155,000	132,000	33,000
22	315,300	185,000	263,400	207,000	150,000	126,400	31,600
23	311,300	180,000	260,100	204,400	145,000	120,800	30,200
24	307,300	175,000	256,800	201,800	140,000	115,200	28,800
25	303,300	170,000	253,500	199,200	135,000	109,600	27,400
26	299,300	165,000	250,200	196,600	130,000	104,000	26,000
27	288,600	160,000	242,200	190,300	125,000	101,600	25,400
28	277,800	155,000	233,900	184,200	120,000	99,200	24,800
29	267,300	150,000	226,200	177,900	115,000	95,600	23,900
30	256,600	145,000	218,000	171,900	110,000	92,800	23,200
31	245,900	140,000	210,100	165,700	105,000	90,400	22,600
32	231,500	135,000	198,200	157,200	100,000	88,000	22,000
33	217,300	130,000	186,900	148,600	95,000	85,600	21,400
34	203,100	125,000	175,300	140,000	90,000	82,800	20,700
35	188,700	120,000	163,500	131,500	85,000	81,600	20,400
36	173,000	115,000	151,200	122,200	80,000	80,000	20,000
37	157,300	110,000	138,700	113,100	75,000	77,200	19,300
38	141,800	105,000	126,500	103,700	70,000	74,000	18,500
39	116,300	100,000	106,300	90,300	65,000	70,400	17,600
40	92,500	92,500	87,500	77,500	60,000	67,600	16,900
41	84,000	84,000	79,000	69,000	55,000		
42	75,500	75,500	70,500	60,500	50,000		
43	67,000	67,000	62,000				
44	58,500	58,500	53,500				
45	50,000	50,000					